

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加東市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加東市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び加東市営住宅条例(平成18年加東市条例第170号)の規定に基づき、市営住宅を整備し、住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①収入申告の受理、審査に関する事務 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査に関する事務 ③敷金の徴収に関する事務 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査に関する事務 ⑤公営住宅への入居の申込みの受理、審査、決定に関する事務 ⑥同居承認若しくは入居承継の申請の受理、審査、決定に関する事務 ⑦明渡しの請求に関する事務 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑨明渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査に関する事務 ⑩他の住宅への斡旋に関する事務 ⑪収入状況の報告の請求に関する事務 ⑫その他加東市営住宅条例に規定する事務</p> <p>【市営住宅の管理に関する情報連携】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p>
③システムの名称	1. 住宅管理システム 2. 宛名システム 3. 収納システム 4. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅入居者管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1号及び別表第一の19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 都市政策課
②所属長の役職名	都市政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 都市整備部 都市政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 都市整備部 都市政策課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	I 5 ②	地域整備課 課長 小坂 征幸	地域整備課長 大橋勝彰	事後	
平成29年6月12日	II 1	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年6月12日	II 2	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 1 ②	<p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び加東市営住宅条例(平成18年加東市条例第170号)の規定に基づき、市営住宅を整備し、住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①収入申告の受理、審査に関する事務 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査に関する事務 ③敷金の徴収 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査に関する事務 ⑤公営住宅への入居の申込みの受理、審査、決定に関する事務 ⑥同居承認若しくは入居承継の申請の受理、審査、決定に関する事務 ⑦明渡し請求に関する事務 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑨明渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査に関する事務 ⑩他の住宅への斡旋に関する事務 ⑪収入状況の報告の請求に関する事務 ⑫その他加東市営住宅条例に規定する事務</p> <p>【市営住宅の管理に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p>	<p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び加東市営住宅条例(平成18年加東市条例第170号)の規定に基づき、市営住宅を整備し、住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①収入申告の受理、審査に関する事務 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査に関する事務 ③敷金の徴収に関する事務 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査に関する事務 ⑤公営住宅への入居の申込みの受理、審査、決定に関する事務 ⑥同居承認若しくは入居承継の申請の受理、審査、決定に関する事務 ⑦明渡し請求に関する事務 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑨明渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査に関する事務 ⑩他の住宅への斡旋に関する事務 ⑪収入状況の報告の請求に関する事務 ⑫その他加東市営住宅条例に規定する事務</p> <p>【市営住宅の管理に関する情報連携】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p>	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>第9条第1号 別表第一 19の項 (公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの)</p> <p>省令第5号(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令)第18条</p> <p>以上の法令上の根拠より、市営住宅の管理に関する事務において個人番号を利用する。</p>	<p>・番号法第9条第1号及び別表第一の19の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条</p>	事後	
令和1年6月28日	I 4 ②の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二 31の項</p> <p>省令第7号(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令) 第22条</p>	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二の31の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条</p>	事後	
令和1年6月28日	I 5 ①	まち・農整備部 地域整備課	都市整備部 都市政策課	事後	
令和1年6月28日	I 5 ②	地域整備課長 大橋勝彰	都市政策課長	事後	
令和1年6月28日	I 7	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 まち・農整備部 地域整備課	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 都市整備部 都市政策課	事後	
令和1年6月28日	I 8	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 まち・農整備部 地域整備課	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 都市整備部 都市政策課	事後	
令和1年6月28日	II 1	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 2	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による見直し